

「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集」で寄せられた意見

○ 意見募集期間:2023年6月28日～同年7月31日

○ 意見提出数:25件

※意見提出数は、意見提出者数としています。

※寄せられた意見を類型化し、一部要約して掲載しています(ただし、本省令(案)と無関係と判断されるものを除く。)

(意見提出順、敬称略)

受付順	意見提出者	受付順	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ	5	一般社団法人テレコムサービス協会
2	フリービット株式会社	6	ソフトバンク株式会社
3	マイクロソフト・コーポレーション	7	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
4	楽天モバイル株式会社	8	個人(18件)

提出された御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正
意見 1 携帯電話不適正利用防止法施行規則の改正に賛同		
<p>■特殊詐欺への対策に資するものであり、本人確認に関する規律の整備に賛同します。 【株式会社 NTT ドコモ】</p> <p>I. はじめに</p> <p>マイクロソフトは、携帯電話不正利用防止法（「本法律」）施行規則の一部を改正する省令案について意見を述べる機会を得られたことに感謝いたします。当社は、特殊詐欺の犯罪撲滅に対する総務省の取組みを支持いたします。</p> <p>当社は、日本をはじめ全世界において広く利用されているインターネットベースの通信サービスを提供しております。当社の顧客は、Skype や Teams のような当社サービスにおいて、毎月何百万もの VoIP による通話の受発信をしています。日本においては、Skype 番号は、ユーザーに 050 番号を割り当てることで、各自の Skype アカウントにおいて、従来型の電話から通話を受けることを可能とする、一方向のインバウンドのみの通話サービスです。当社は、通信サービスのセキュリティやインテグリティにおける本人確認措置の重要性を認識しておりますが、新たに本法律の対象となる通信アプリケーションにおける本人確認措置の導入に必要な時間とリソースについて、当社としての考えを有しています。当社は、改正によって課される 050 番号の利用に関する本人確認要件の強化は、特別詐欺の撲滅に向けた効果的な解決策になるものと考え</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

ますが、提案されている要件を導入するために要求される、高いレベルの取組みについての考察を提示し、また改正条項の施行日が2024年4月以降とされることを求めるために、意見を提出いたします。当社はまた、新たな義務規定が遡及的に適用されず、事業者が、施行日以降の050番号の新規提供についてのみ、提案されている本人確認措置を実施する義務を負うことを総務省が明確にされることを求めます。

IV. まとめ

当社は、日本在住者を狙った、050番号を用いた特殊詐欺事件の深刻な問題に対処するための総務省の取組みを高く評価いたします。当社は、総務省が、サービス提供事業者に対して、提案されている要件を実施するために十分な時間を与え、将来の番号提供に対してのみそのような義務を課すことにより、厳格で効果的な本人確認措置が、050番号提供業者に過度な負担を課すことなく、ユーザーフレンドリーで確実かつ安全な方法で実施されることを確保できるものと考えます。

【マイクロソフト・コーポレーションズ】

携帯電話不正利用防止法施行規則の一部を改正する省令案（以下「本改正案」といいます。）に関する意見募集につきまして、以下のとおり、意見を申し述べます。

本改正案は、携帯電話不正利用法に基づく役務提供契約締結時の本人確認義務の対象を、いわゆる050アプリ電話にも拡張するものです。

050アプリ電話については、令和5年6月16日に開催された犯罪対策閣僚会議において、特に悪用が多いとの指摘がなされており、また、同年4月13日に警察庁組織犯罪対策部より公表された「特殊詐欺の手口と対策」において、050IP番号が、特殊詐欺の被害者からの電話を受ける番号として悪用されていることが多いとの

<p>指摘がなされています。</p> <p>そのため、本改正案のとおり、050アプリ電話についても役務提供契約締結時の本人確認義務の対象とすることは、特殊詐欺対策としても有効であると考えられ、本改正案には大いに賛成するものです。</p> <p>今後は、音声通信の方法が多様化している現状を踏まえ、本人確認義務が課されていない通信方法に義務を課すとともに、携帯電話不正利用防止法や犯罪収益移転防止法（電話転送サービス事業者や電話受付代行サービス事業者に対し、取引時確認義務を課している）などの多岐に及んでいる規制を整理し、本人確認義務を中心とした犯罪利用防止のための統一的・網羅的な規制を検討することも考えられるものと思料いたします。</p> <p style="text-align: right;">以上 【個人】</p>		
<p>本改正は、政府において特殊詐欺への対策パッケージとして取りまとめられた「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」（令和5年3月17日犯罪対策閣僚会議決定）において、「匿名での架電を可能とする様々な通信手段が利用されているところ、総務省、警察庁等の関連省庁が連携して施策を推進することにより、こうしたサービスの悪用防止対策を更に強化する」（同プランP7）とされたことを背景とするものと理解しております。</p> <p>一方、誰もが利用可能な条件で提供されるネットワーク環境（オープン・ワイヤレス・サービス）が一般化し、通信サービスの多様化が推進されたことにより、電気通信事業間の競争が活発化し、ユーザー利便性の向上の重要性がより一層高まっているとも認識しております。</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>本人確認方法の在り方については、技術動向や不正利用の状況等を踏まえ、適時適切に見直しを図ってまいります。</p>	<p>無</p>

つきましては、通信サービスに関する役務提供契約締結時の本人確認手続きについて、本改正によりユーザー利便性が阻害されることのないよう、従来の方法にとらわれない新たな仕組みの導入等（当該手続きの簡素化等）、当該制度の適切な見直しについてもご検討をお願いいたします。

【楽天モバイル株式会社】

当協会はクラウド PBX、クラウド電話等のユニファイド通信に関連する事業者団体として、これまでも電話役務の犯罪利用や不適正利用の撲滅にむけた活動を行っています。当協会と当協会の加盟事業者は、2022 年から総務省殿・警察庁殿、関連する事業者団体等と連携して特殊詐欺に利用された電話番号を解約する措置を行っているところです。政府と民間が協力して固定電話番号の不適正な利用の対策に取り組んだところ、固定電話番号の犯罪利用は減少し、それに伴い特定 IP 電話番号を用いた電話の悪用が増加したと考えられます。このような昨今の状況を鑑みれば、特定 IP 電話番号を用いたサービスにおいても、他の電話と同様に契約時における本人確認の実施は必要であり、本省令改正に賛同します。一方で、特定 IP 電話番号は他の番号よりも柔軟な利用が可能であることなどを背景として、日本国内の電気通信市場において多くのイノベーションを生み出してきたことから、引き続きこれらを阻害しないように留意していただくことが必要です。特にクラウド PBX、クラウド電話サービスなどのユニファイド通信は新しい通信サービスとして国内の多くの金融機関や自治体、上場企業などにも幅広く利用されており、世界的にも次世代のコミュニケーション手段として急速に普及が進む分野です。特に、電気通信事業法や犯罪収益移転防止法における本人確認の規律等と重複しないようにするなど、確実な本人確認を担保しつつ、効率的な確認手順を確保すること等によって電気通信市場の健全な発展を推進していくことが必要であると考えます。当協会は協会会員と共に、市民・利用者が通信サービスを安

心してご利用いただけるよう、市場や業界の健全な発展に向け努力していく所存です。

現在の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下、携帯電話本人確認法という）や犯罪収益移転防止法、電気通信事業法における本人確認義務は、電話番号の種別や役務を根拠にし、その利用形態にあわせて規律されています。しかしクラウドやインターネット技術の発達やサービス競争の進展により電話番号の利用形態の多様化が進み、番号種別と利用の様態が必ずしも結びつかなくなっています。また、電話の悪用を行う者は使用する番号や役務形態に優先順位はあるものの、原則的にはその時々で最も使用しやすい番号に切り替えて使用する傾向があります。事業者の運用や消費者や社会に理解を得る観点もふまえれば、長期的な観点において番号の種別や利用形態によらず本人確認方法を統一していくことが必要であると考えます。

また本人確認においてマイナンバーカードを活用した電子的本人確認（公的個人認証）を行うなど、より確実で高精度の本人確認の推進が必要です。今日、音声系サービスの提供において求められる本人確認方法では（1）認められている本人確認書類の種類が多すぎる、（2）目視に頼る確認が前提となっている書類が多く、オペレータのスキルに依存するため本人確認業務の信頼性が担保しにくい、（3）マイナンバーカードによる公的個人認証以外のケースでは、本人確認の不実施や不作為に対して「偽造を見抜けなかった」という言い訳が可能であり、結果的に悪質な事業者の確認業務の不正・不作為を追求しにくく、結果的に本人確認の規律に対して大きな抜け穴となる恐れがある、（4）公的個人認証の実施コストが高コストであり、特に小規模事業者に導入しにくい、などの課題があります。

総務省殿をはじめ、関係省庁は、マイナンバーカードのさらなる普及を促進し、確

<p>実な本人確認を実施する環境整備を推進していただくことを希望します。また本人確認の円滑な実施には利用者（消費者）だけでなく、多くの事業者が公的個人認証のシステムを導入することが必要です。小規模事業者を含む多くの事業者が積極的に電子認証を導入するために、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）へ直接接続するコスト低減、その手続きの簡素化など、導入コストの低減についても総務省殿や関係省庁において議論されることを希望します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>		
<p>意見 2 公布から施行まで十分な期間を設けるべき</p>		
<p>■施行規則改正に伴い、本人確認に関するシステム対応等の準備が必要となるため、施行規則公布から施行まで最低6か月以上の準備期間が設けられることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>要約： マイクロソフトのような大企業の技術面・財務面・業務面のリソースをもってしても、総務省が提案している高度な本人確認措置は、導入の負担が大きいといえます。本人確認の仕組みをゼロから構築しなければならない他の事業者が総務省の提案内容を遵守するためには、更に長期の導入期間が必要となります。</p> <p>総務省が提案する本人確認要件が、ユーザーフレンドリーかつ信頼性および安全性の高い方法で導入されることを確保するには、多くの複雑な要素があるため、更に長い期間が必要となります。</p> <p>そのため、当社は、050番号の提供事業者が、新たな本人確認措置を、責任をもって効果的に実施できるだけの十分な時間が与えられるよう、総務省に対して、施行日を2024年4月以降とすることを求めます。</p>	<p>施行の時期については、十分な準備期間を取る観点から、令和6年4月1日に施行することとします。</p>	<p>無</p>

II. 施行日を 2024 年 4 月以降とすべきであること

本人確認には様々な方法があり、収集されるデータや確認される情報の範囲も様々です。一般的に、本人確認措置では、最低でも、顧客の氏名、住所、電話番号または E メールアドレスが収集されます。簡易な本人確認措置では、単にこれらのデータが収集され、顧客は、提供した電話番号または E メールアドレスに送信される二要素認証を用いて自らのアカウントを認証することが求められますが、提供した身元特定情報の有効性を証明するための追加の措置までは講じられません。この点、総務省が提案する本人確認措置は、事業者が公的な身分証明書の提出を受けてそれを確認し、偽造の可能性を検知するために分析を行い、身分証明書をユーザーからリアルタイムで収集された実際の顔画像と照合するための生体情報比較技術を採用することを求めるものであり、当社が全世界で遵守している情報通信規制の枠組みの中でも、最も複雑で徹底した本人確認措置といえます。

マイクロソフトのような大企業の技術面・財務面・業務面のリソースをもってしても、総務省が提案している高度な本人確認措置は、導入の負担が大きいといえます。このような負担は、より小規模のサービス提供事業者にとっては、より甚大なものとなります。例えば、日本における 050 番号を利用した詐欺事件の増加に対応するため、Skype は、近時、050 番号の全ての新規提供について新たな本人確認措置を導入しました。Skype の日本におけるその本人確認措置では、本法律が求める措置の多くが導入されているものの、総務省が提案している要件を完全に遵守するためには、さらに追加の措置を講じる必要があります。Skype が既にとっている本人確認措置も、サードパーティーの本人確認サービス事業者との既存のベンダー関係によってサポートされた、社内 ID 管理ソリューション (Microsoft Entra) を当社が既に保有していたことから、

迅速な導入が実現したものです。迅速とはいっても、既存の社内本人確認アーキテクチャを活用した部分的な対応でさえ、導入には約4か月を要しました。本人確認の仕組みをゼロから構築しなければならない他の事業者が総務省の提案内容を遵守するためには、更に大幅な長期の導入期間が必要となるはずで

す。このような高度な本人確認措置の導入には、多くの複雑な要素があるため、更に長い期間が必要となります。

本人確認インターフェースの開発 事業者は、必要な本人確認情報の収集のために完全に新規のインターフェースを構築し、ユーザーに050番号を提供可能なプラットフォーム全体（例えば、ウェブ、デスクトップアプリ、モバイルアプリ）において、そのようなインターフェースを組み込まなければなりません。事業者が第三者のマーケットプレイスを介したサービスの販売も行っている場合には、そのような第三者における購入フローに本人確認プロセスを組み込む手段も開発しなければなりません。サービス提供の通常のプロセスにおいて、これまで本人確認情報や身分証明書を収集していなかった事業者は、デジタル形式での情報収集フォームを修正または構築し、本法律が求める保存期間中、当該データを保持するための新規のデータ保存措置をとらなければなりません。

ベンダーの確保 大部分の事業者は、ユーザーから提供される身分証明書を確実に検証するために必要な能力や専門知識を社内に持たないことから、サードパーティーの本人確認技術ベンダーと提携しなければなりません。利用可能なサービスを評価し、条件を交渉し、本人確認技術ベンダーとの間で契約を締結するために必要な社内調達作業に加え、サードパーティーの本人確認技術を事業者の本人確認インターフェース

に統合するために更なるエンジニアリング作業が必要になります。

プライバシーおよびセキュリティ 本法律によって求められる種類のセンシティブな身元情報の収集および保存により、深刻なプライバシーおよびセキュリティの懸念も生じ得るところです。事業者は、そのようなデータが安全に保存され、ユーザーのプライバシーが保護されるよう、プライバシーおよびセキュリティの大規模な検証を行わなければなりません。事業者は、暗号化、内部アクセス制御、および監査手続のような強力なセキュリティ対策を実施し、自社のプライバシー規程類を更新し、地理的なデータ境界を遵守し、特に配慮を要する個人情報の保存のために十分に安全なクラウド設備を取得または拡張し、セキュリティおよび個人情報漏洩等に係る報告手続の策定または改定を行わなければなりません。

顧客サポート 事業者は、ユーザーの質問に答え、本人確認関連の情報収集および確認プロセスにおける問題のトラブルシューティングを図るため、顧客サポートの機能も設けなければなりません。通常はそのような厳しい本人確認を求めない種類のインターネット ベースのサービスにおいて、そのようなセンシティブな個人情報を開示しなければならないことについて、ユーザーの多くは、混乱または懸念する可能性があります。事業者は、詐欺行為から顧客を守ることを目的とする新たな措置によって、意図せず適正なユーザーを遠ざけてしまうことのないよう、本人確認要件の範囲および目的に関して各自のユーザーへの周知を図るために、説明資料および FAQ を作成する必要があります。顧客サポート機能はまた、サポート担当者が、個々のケースの処理のため、バックエンドのデータを確認することができるよう、サードパーティーの本人確認ソリューションにも統合される必要があります。サポート担当者は、顧客の本人確認が成功しない様々な事由や、顧客からの問合せに応じる際に開示できる情報

についてトレーニングを受ける必要があります。

適法なアクセス開示 本人確認データは、警察や政府機関からの法的要求の対象となることもあるため、当該データの収集および保持は、顧客データへのアクセス要求に関する審査・対応のための負担を増大させる可能性があります。事業者は、収集する本人確認データが、この機密性の高いデータのプライバシーおよびセキュリティを損なうことなく、法的要求の審査・対応を担当する者によって速やかにかつ簡単に照会され、ダウンロードできるようにする必要があります。対応を行うスペシャリストは、ユーザーデータの開示に関する法律上の制限やガイドラインについてトレーニングを受ける必要があります、事業者が法的要求の正当性に異議を申し立てなければならない場合には、法律の専門家が必要になります。

総務省が提案する本人認証要件が、ユーザーフレンドリーで信頼性と安全性の高い方法で導入されることを確保するためには、上記の各措置が必要となります。したがって、当社は、050 番号の提供事業者が、新たな本人確認措置を、責任をもって効果的に実施できるだけの十分な時間が与えられるよう、総務省に対し、施行日を 2024 年 4 月以降とすることを求めます。

【マイクロソフト・コーポレーション】

今回の施行規則の改正により、特定 IP 電話番号を使用して提供される電気通信役務の本人確認対応については、対応にあたっての影響確認やシステム改修等、相応の期間が必要となることが想定されるため、十分な準備期間が用意されるよう要望いたします。

【ソフトバンク株式会社】

意見3 本人確認手続を簡素化すべき		
<p>特殊詐欺の被害が減少していない点や特殊詐欺で利用される通信サービスが多様化しているため、本件省令案に賛同いたします。</p> <p>ただし、050IP 電話に関しては、他の通信サービス役務（音声通話役務等）に付随して、サービス提供している場合がありますので、以下についてご検討いただきますよう、何卒、宜しくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の通信サービス役務（音声通信役務及びデータ通信役務※）で、携帯電話不正利用防止法に基づいた本人確認及び運用がなされている場合には、他の通信サービス役務での本人確認をもって、050IP 電話についても、本人確認がなされたこととなるなど、契約者及び事業者追加の負担が発生しないような対応の検討。 ・既に携帯電話不正利用防止法に基づいて本人確認が実施されている通信サービス役務へ、後日、付随サービスとして、050IP 電話サービスを追加で契約される場合においても、追加の本人確認が免除されるなどの対応の検討。 <p>※データ通信役務に関し、携帯電話不正利用防止法に基づいた本人確認を実施している事業者もごさいます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。</p> <p>携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締結する場合には、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成17年総務省令第167号。以下「携帯電話不正利用防止法施行規則」という。）第3条第3項に基づき、同条第4項に定める方法により、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であることを確認することに本人確認を行うことができることとなっていることから、一定の簡便な方法が認められているものと認識しております。</p>	<p>無</p>
<p>050の電話番号を契約するときに、支払いにクレジットカードを登録しなければならないので、これで十分本人確認ができています。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の「支払いにクレジットカードを登録」する方法については、携帯電話不正利用防止法施行規則第3条第1項各号に定める本人確認の方法に該当しないため、認められません。</p>	<p>無</p>
<p>MVNOを含む携帯電話事業者が050等のIP電話サービスをオプション契約として提供している場合、</p>	<p>携帯音声通信事業者は、既に役務提供契約を締結している者と新たに役務提供契約を締</p>	<p>無</p>

<p>主回線の契約時に本人確認を済ませている場合は IP電話サービスのオプション契約時に本人確認を省略できるようにすべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>結する場合には、携帯電話不正利用防止法施行規則第3条第3項に基づき、同条第4項に定める方法により、当該相手方について、本人確認記録等に記録されている者と当該相手方が同一であることを確認することに本人確認を行うことができることとなっていることから、一定の簡便な方法が認められているものと認識しております。</p>	
<p>090、080、070 など 050 ではない音声通話番号については現在も本人確認が義務付けられていることから、本件については事業者や利用者の利便性を考慮し、利用者がすでに利用しているこれらの番号に音声通話によって認証するか本人確認を実施するかの2つを選択できるようにし、これらの中から義務付けるべきであるとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の「利用者がすでに利用しているこれらの番号に音声通話によって認証する」方法については、携帯電話不正利用防止法施行規則第3条第1項各号に定める本人確認の方法に該当しないため、認められません。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>
<p>意見4 本人確認が必要となる携帯音声通信役務の対象範囲を狭めるべき</p>		
<p>厳格な本人確認を050番号まで広げなくてもいいと思う。</p> <p>電話番号を本人確認しても他人に譲渡して使用することもできるため、効果は限定的だと思う。本人確認よりも犯罪に使用された電話番号から加害者を特定して、ブラックリストに入れたり電話を契約できないようにしたほうがいいと思う。</p> <p>現在、音声sim、SMS付きデータsimは本人確認が必要となっているが、050電話番号まで本人確認を広げるべきでないと思う。</p> <p>携帯電話料金を一度滞納すると、ブラックになり契約できなくなり、社会生活に携帯</p>	<p>「電話番号を本人確認しても他人に譲渡して使用することもできる」という御意見につきましては、050アプリ電話を含む携帯音声通信役務の契約者は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）第7条第1項の規定に基づき、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能端末設備等を他人に譲渡し</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>電話、スマホがほぼ必要不可欠なので、sms 認証用の 1 つは最低限国が公費で国民に提供すべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ようとする場合には、あらかじめ携帯音声通信事業者の承諾を得なければならず、無断で譲渡する行為は違反行為となっております。</p> <p>その他の御意見については、参考として承ります。</p>	
<p>利便性やイノベーションを阻害する愚行である。</p> <p>包丁が犯罪に使われたからといって、包丁の購入時に本人確認を義務付けることが、百害あって一利なしなのと同様である。</p> <p>かつてプリペイド携帯電話が犯罪抑止目的で規制されたが、犯罪抑止のためには無意味だった。</p> <p>また、街中のフリーwifi やプリペイドデータ SIM も、犯罪抑止目的で本人確認が求められた時期もあったが、結局はインバウンド旅行者の利便性を重視して形骸化してしまった。</p> <p>いま 050 電話番号取得に本人確認を義務付けたところで、海外では本人確認など義務付けられていないのだから、詐欺組織が海外の電話番号を取得してその番号から架電すれば回避可能であり、いわばザル法でしかない。</p> <p>また、詐欺組織はそもそも違法行為をいとわないのであるから、組織外の他人に本人確認をさせたりした不法な電話番号を入手すれば、規制の回避はいくらでも可能である。</p> <p>逆に、規制することによって、社会的弱者（DV やネグレクトの被害者、信用情報ブラックリスト掲載者、ホームレス、）やインバウンド旅行者といった、本人確認が困難な者が致命的な不利益を被ることになる。</p> <p>そもそも、現時点で 050 番号が詐欺に使われているのだとしたら、手口が明らかになっているわけで、その手口を手がかりに犯罪組織を摘発することは容易なはずである。</p>	<p>総務省といたしましては、携帯電話や 050 アプリ電話等の電気通信サービスが振り込め詐欺等の犯罪に不正に利用されることを防止するため、引き続き、携帯電話不正利用防止法等の関係法令の厳正な執行に努めてまいります。</p>	<p style="text-align: center;">無</p>

<p>本人確認を実施することによって、050 番号を利用しない手口に移行してしまえば、犯罪組織を補足することが逆に困難になってしまうはずである。</p> <p>以上のように、本人確認義務化は、実効性が見込まれず、弊害が避けられないので実施すべきではない。</p> <p>そのうえで、仮に本人確認義務化そのものが既定路線あり回避できなかったとしても、その規制は 050 番号からの発信に限定されるべきであり、050 番号への着信専用プランの利用者にまで適用すべきではない。</p> <p>詐欺組織は、050 番号の発信機能を用いているのであって、着信機能が匿名利用可能であっても、それは犯罪とは無関係である。</p> <p>前述の社会的弱者の救済のためにも、着信専用プラン利用者に関しては、本人確認なしで利用できる余地を残しておくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見 5 本人確認が必要となる携帯音声通信役務の対象範囲を拡大すべき		
<p>アプリケーション・ソフトウェアを提供し、移動端末設備において通話することを可能とするものとしては、特定 IP 電話番号を利用したもののほか、固定電話の転送等によるものも存在する。これらについては 0AB-J 番号を利用して電気通信役務が提供されるため、本案による改正の対象とならないものと認識しているが、これらについても特殊詐欺への悪用を防止する必要性は同様であり、役務提供契約締結時の本人確認義務の対象とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御指摘の「固定電話の転送等によるもの」が携帯音声通信役務でない場合は携帯電話不正利用防止法第 3 条に基づく本人確認義務の対象外であるものの、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第 2 条第 2 項第 44 号に定める「電話転送サービス」に該当し得るものであり、その場合、同法第 4 条に基づく取引時確認義務等の対象となると考えております。</p>	無

意見6 本人確認が必要となる携帯音声通信役務の対象範囲を明確にすべき

本省令案について賛同する。

ただし、本省令案を見ると、本法に基づく本人確認義務の対象として新たに追加される携帯音声通信役務は、「特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務」であることが明確である一方、報道資料においては、本省令案の趣旨について、「いわゆる050アプリ電話についても、……本人確認義務の対象とするため」というアプリケーションを規制する目的であるような旨説明がされているが、特定IP電話番号を使用する電気通信役務（以下「IP電話役務」という。）については、一の電気通信事業者がIP電話役務及び当該役務の利用に必要なアプリケーション（当該役務に関する契約を締結した利用者がその特定IP電話番号を使用して発信、着信等を行うためのアプリケーション。以下「電話アプリ」という。）をともに提供する場合もあれば、IP電話役務については電気通信事業者が、電話アプリについては例えばその開発を担当した事業者などの当該電気通信事業者以外の者が提供や配布をしている場合もあり得る。

本省令案の趣旨が報道資料で説明されているように「050アプリ電話」への本人確認義務の導入だとすれば、上記のうち後者の場合においては、どちらの事業者に対して本人確認義務が生じるのか不明確になるおそれがあるため、この場合にはIP電話役務を提供する電気通信事業に本人確認義務が生じるという点を明らかにしていたき、もって改めて本省令案の趣旨を明確にしていきたい。

【フリービット株式会社】

改正省令案においては、携帯音声通信役務は、「携帯電話端末又はPHS端末と接続される端末系伝送路設備に接続される移動端末設備を用いることにより通話することを可能とするために音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務」と定義され、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供し、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能とする場合に限られます。

したがって、御指摘の「IP電話役務については電気通信事業者が、電話アプリについては例えばその開発を担当した事業者などの当該電気通信事業者以外の者が提供や配布をしている場合」について、当該電気通信事業者が、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供せず、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能としていないと考えられる場合は、今回の改正後の「携帯音声通信役務」の対象外であると考えられます。

無

<p>当協会では本省令改正案に賛成であるものの、改正案の適用範囲について確認させていただきます。</p> <p>本省令改正案について、以下各号の提供形態での役務は本改正省令において対象外であると当協会は認識しているところ、その正否についてご確認ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業者が、特定 IP 電話番号および回線を、その端末系伝送路および契約者の設置箇所（宅内）に設置される事業用回線設備（もしくは事業者が提供する特定 IP 電話の回線の伝送路を終端する端末設備等、以下、回線終端装置という）とあわせて役務提供し、利用者は自らの端末設備を回線終端装置に接続して特定 IP 電話番号を利用する形態。 2. 電気通信事業者が、特定 IP 電話番号とその回線を役務提供するが、伝送路区間および回線終端装置は提供せず、利用者が自ら設置した端末設備もしくは伝送路を終端するソフトウェア等と端末系伝送路を接続し利用する形態の場合。 3. 電気通信事業者が、特定 IP 電話番号およびその回線、またはそれに接続されるクラウド PBX 等の交換設備を役務提供するが、回線終端装置もしくは伝送路を終端するソフトウェア等を提供せず、利用者がこれに自ら設置した端末設備もしくは伝送路を終端するソフトウェア等を接続し利用する形態の場合。 4. 電気通信事業者が、特定 IP 電話番号およびその回線、またはそれに接続されるクラウド PBX 等の交換設備を役務提供するが、これらに接続可能な電気通信役務もしくはソフトウェア等の提供を、携帯電話もしくは PHS 端末に接続される端末系伝送路に接続された端末設備において、その電気通信事業者と異なる電気通信事業者等が役務提供する形態。 <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>改正省令案においては、携帯音声通信役務は、「携帯電話端末又は PHS 端末と接続される端末系伝送路設備に接続される移動端末設備を用いることにより通話することを可能とするために音声伝送携帯電話番号又は特定 IP 電話番号を使用して提供される電気通信役務」と定義され、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供し、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能とする場合に限られます。</p> <p>したがって、お尋ねの 1～4 のいずれの場合についても、当該電気通信事業者が、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供せず、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能としないと考えられる場合は、今回の改正後の「携帯音声通信役務」の対象外であると考えられます。</p>	<p>無</p>
<p>特定 IP 電話番号（050）を顧客に提供し、顧客は FAX 受信番号として利用するサービスは本改正案の対象にあたるか。</p>	<p>改正省令案においては、携帯音声通信役務は、「携帯電話端末又は PHS 端末と接続さ</p>	<p>無</p>

<p>【個人】</p>	<p>れる端末系伝送路設備に接続される移動端末設備を用いることにより通話することを可能とするために音声伝送携帯電話番号又は特定IP電話番号を使用して提供される電気通信役務」と定義され、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供し、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能とする場合に限られます。</p> <p>したがって、御指摘の「特定IP電話番号(050)を顧客に提供し、顧客はFAX受信番号として利用」するサービスについて、当該電気通信事業者が、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供せず、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能としていないと考えられる場合は、今回の改正後の「携帯音声通信役務」の対象外であると考えられます。</p>	
<p>意見7 本省令改正が遡及して適用されるべきでない</p>		
<p>III. 新たな義務が遡及的に適用されるべきでないこと</p> <p>当社はまた、新たな本人確認義務が遡及的に適用されないこと、事業者が、施行日以降に発生する050番号の提供に対してのみ本人確認措置を実施しなければならないこと</p>	<p>本省令改正施行後の役務提供契約の際に、携帯電話不正利用防止法第3条第1項等に基づく本人確認義務が適用されるものであり、既存の契約者に対して遡及して適用されるも</p>	<p>無</p>

<p>とを、総務省が明確にされるよう求めます。既存の契約に対して新たな措置を遡及的に実施することは、本人確認実施の負担を著しく増大させると考えられます。本人確認は、新たな 050 番号が提供される時点で実施される場合がほとんどであるため、既存のアカウントに本人確認を適用するためには、事業者は別個のユーザーインターフェースとデータフローを構築しなければなりません。事業者は、既存のアカウントが既存の番号の割当てを維持するために本人確認プロセスを完了すべき期限を設定するか、または本人確認がなされるまでアカウント保有者に 050 番号を利用させないようとする技術的なブロックを開発しなければなりません。既存のユーザーに対しては、自らの既存の番号へのアクセス権を意図せず失うことのないよう、事前の通知も行う必要があります。既存アカウントに適用される追加のトラブルシューティングのシナリオについて、顧客サポートのスペシャリストに対してトレーニングを行う必要も生じます。また、事業者は、本人確認プロセスが完了しなかったり、失敗したことによって、一時的なアクセス不能や期限前解除がなされる前払い型のサブスクリプションのユーザーに対して、返金を行うメカニズムを構築する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">【マイクロソフト・コーポレーション】</p>	<p>のではありません。</p> <p>なお、不正利用対策の観点から、本省令改正の施行を待たずに、可能な範囲で本人確認を実施いただくことが望ましいと考えておりますことから、関係事業者に対して働きかけてまいります。</p>	
<p>意見 8 本改正案は犯罪収益移転防止法による本人確認と重複するのではないか</p>		
<p>特定 IP 電話番号に関する本人確認を、携帯電話不正利用防止法上のスキームにおいて実施する改正の主旨と思料します。クラウド PBX と併用して利用する場合、以下が懸念事項として挙がると思われるため、意見を提出します。</p> <p>1. 犯罪収益移転防止法上の本人確認との兼ね合い</p> <p>クラウド PBX は利用開始時に利用者の本人確認を実施します。特定 IP 電話番号をクラウド PBX に設定して利用する場合、携帯電話不正利用防止法と犯罪収益移転防止法の本人確認を二重に行なうことになるため、2 つの法律の兼ね合いをどうするか</p>	<p>改正省令案においては、携帯音声通信役務は、「携帯電話端末又は PHS 端末と接続される端末系伝送路設備に接続される移動端末設備を用いることにより通話することを可能とするために音声伝送携帯電話番号又は特定 IP 電話番号を使用して提供される電気通信役務」と定義され、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーシ</p>	<p>無</p>

<p>ルが必要だと思料します。</p> <p>2. 契約者・利用者のルール</p> <p>上記1の通り、特定 IP 電話番号をクラウド PBX に設定して、固定電話番号に近い利用の想定が必要だと思料します。例としては親会社契約の電話を同じ物件に同居している子会社が利用する等の固定電話番号に発生しがちな利用が想定されます。契約者だけでなく利用者をどのように規定するかのルールが必要だと思料します。</p> <p>3. クラウド PBX に設定する特定 IP 電話番号の確認</p> <p>クラウド PBX 事業者はサービス開始に犯罪収益移転防止法条の本人確認は実施されませんが、そのクラウド PBX に設定する特定 IP 電話番号の本人確認は回線事業者に委ねているため、クラウド PBX の契約者が特定 IP 電話番号の契約者かの確認は別途検討する必要があると思料します。クラウド PBX 利用開始時に本人確認を行ってれば、他人の電話番号を後から追加することに対する規制はなしでよいのか、本人確認実施を確認できない電話番号は追加できないか等の問題はすぐに発生するため、それらのルール決めも併せて行う必要があると思料します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ョン等の機能を提供し、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能とする場合に限られます。</p> <p>したがって、御指摘のように「特定 IP 電話番号をクラウド PBX に設定して、固定電話番号に近い利用」をする場合について、当該電気通信事業者が、自ら携帯電話端末、タブレット端末等において動作するアプリケーション等の機能を提供せず、携帯電話端末、タブレット端末等において通話することを可能としていないと考えられる場合は、今回の改正後の「携帯音声通信役務」の対象外であると考えられます。</p> <p>仮に、同一のサービスが、今回の改正後の「携帯音声通信役務」に該当するとともに、犯罪収益移転防止法第2条第2項第44号に規定する「電話転送サービス」に該当する場合については、各法令で定める本人確認義務等を履行する必要があります。</p>	
<p>意見9 犯罪収益移転防止法と同様に、疑わしい取引の届出義務を課すべき</p>		
<p>犯収法では、電話転送業者に、本人確認義務だけでなく、犯罪等の疑いがある場合の疑わしい取引の届出義務を課しています。</p> <p>あやしい取引を検出し、政府に届け出る義務を課さなくてよいのでしょうか。</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

【個人】		
意見 10 規制の評価が十分ではない		
<p>【要旨】 規制の事前評価書に次の通り誤りがあるため、現状の改正案の実施は時期尚早として全て反対する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遵守費用の金銭価値化 <p>総務省報告における、遵守費用は郵送費用のみとされているが、郵送にあたり印刷代金や資材代などは当然に発生するものであるため、この費用は過小評価されている。例えば、日本郵便の印刷代行サービスを使用した場合は、1.9 億円程度の遵守費用が発生する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接的な効果（便益）の把握 <p>アポ電の 36.7%が 050 アプリ電話によるものと誤認させる表現となっているが、アポ電の総数は 120,444 件であり総務省報告は母数が誤っている。正しい母数で計算すると、アポ電の約 6%が IP 電話である。その為、アポ電に占める 050 アプリの割合は 6%以下となり、関連被害額も総務省試算を大きく下回る 21.6 億円となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 副次的な影響及び波及的な影響の把握 <p>050 アプリ電話は、通常の本人確認が不可能な利用者（犯罪の利用を目的としているのではなく、DV などにより郵便物が受け取れなかったり、本人確認書類を所有していな</p>	<p>規制の事前評価については、現時点で把握できる情報等に基づき、適切な評価を実施しているものと認識しております。</p> <p>総務省といたしましては、携帯電話や 050 アプリ電話等の電気通信サービスが振り込め詐欺等の犯罪に不正に利用されることを防止するため、引き続き、携帯電話不正利用防止法等の関係法令の厳正な執行に努めてまいります。</p>	<p>無</p>

<p>い若年層や低所得層、トラベル目的の訪日外国人)に多く普及している。その為、「副次的な影響及び波及的な影響として想定されるものはない。」は実情を反映しておらず、適切ではない。</p> <p>・ 代替案との比較</p> <p>公衆電話のように本人確認をしなくても利用できる電話があることを考えると、例えば本人確認しない場合は電話番号通知をさせない、等、050 アプリ電話を禁止すること以外にも複数の代替先は検討可能である。よって、総務省報告に基づく代替策の検討は不足している。</p> <p>【意見】</p> <p>本件改正案については、その前提となる規制の事前評価書に誤りあるいは論理の飛躍、もしくは、誤解を招く表現があるため、再度事前評価書を行うことを求め、現状の改正案の実施は時期尚早として全て反対する。</p> <p>2. 直接的な費用の把握</p> <p>3 遵守費用の金銭価値化</p> <p>規制の事前評価書においては、郵便物の送料のみを国民が当該規制を遵守するために</p>		
---	--	--

<p>負担することとなる遵守費用としているが、同項に記載している通り、現状 050 アプリ電話の契約事務における作業には、本人確認記録を作成する業務が何も行われていないか、システムによる自動化がされていないことが通例である。</p> <p>よって、今回の改正により、本人確認書類の確認及び書留送付を例とするのであれば、</p> <p>■本人確認書類の確認コスト（人件費等）</p> <p>1 件 50 円 × 40 万台 = 2,000 万</p> <p>■契約書類の郵送に係るコスト（印刷費・人件費等、日本郵便の web レターを参考とする）</p> <p>1 件 20 円 × 40 万台 = 800 万</p> <p>の費用が追加で最低限かかることとなり、郵送料と併せると 1.9 億円が遵守費用となる。</p> <p>3. 直接的な効果（便益）の把握</p> <p>6 可能であれば便益（金銭価値化）を把握</p> <p>本規制を導入することにより、あたかも 36.7%のアポ電について、特殊詐欺の軽減効</p>		
--	--	--

<p>果、あるいは、法執行機関の事後的な立証が可能となるかのような記載をしている。</p> <p>しかしながら、警視庁が発表している令和4年度のアポ電件数は120,444件であり、その内IP電話が7,281件とすると、その割合は約6%と1割にも満たない。さらに、この中で、本人確認がされていない050アプリ電話となると相当数件数が下がることが予測される。</p> <p>これを踏まえ、特殊詐欺の端緒たる電話の約6%が050アプリ電話を含むIP電話であると総務省と同じ仮定をおくと、およそ21.6億円の被害が050アプリ電話を含むIP電話を端緒にしていた可能性があり、総務省試算の132億円を大きく下回る。</p> <p>4 副次的な影響及び波及的な影響の把握</p> <p>8 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</p> <p>1. これにより契約をためらう利用者がいることは想定されないか</p> <p>総務省においては、『想定されない』としているがこれも事実と異なる。050アプリ電話は、通常と比べ音質が悪いものの、総務省も記載している通り、若年層や低所得層の安価な通話手段として普及している。</p> <p>若年層や低所得者、更にはDV被害者の中には、定住拠点を持たず通常の本人確認を受けられない人も多くおり、本人確認を厳格化することで、このような要支援者からイ</p>		
--	--	--

<p>ンフラである通信手段を奪うことに繋がりにかねない。</p> <p>また、公衆電話が少なくなっている昨今、050 アプリ電話は訪日外国人の通信手段（handy など）としても利用されている。訪日外国人には、他に代替できる国内の通信手段がなく、本人確認が厳格化されることで、通信手段を奪うことに繋がりにかねない。</p> <p>2. それ以外に副次的な影響は想定されないか</p> <p>050 アプリ電話は、特に利用料金が廉価・低廉であることで国民に普及しており、月額無料ないしは、100 円？300 円程度で利用できるサービスも多い。今回の本人確認厳格化で、1.9 億円の遵守費用が発生するが、この費用は、利用料金に一部又は全部が転嫁されることが自明であり、050 アプリ電話を提供する事業者が撤退、ないしは、料金を値上げし若年層や低所得層が通信手段を失う蓋然性が高い。</p> <p>よって、総務省報告の「副次的な影響及び波及的な影響として想定されるものはない。」は実情を反映しておらず、適切ではない。</p> <p>6 代替案との比較</p> <p>10 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明</p>		
--	--	--

<p>特殊詐欺は 050 アプリ電話に起因して生じているものではなく、特殊詐欺の手段として 050 アプリ電話が使用されているにすぎないから、050 アプリ電話を禁止することで特殊詐欺は 0 になるという結論は論理の飛躍である。実際に、特殊詐欺に IP 電話が利用されているのはアポ電件数を基にすると 6%しかなく、特殊詐欺の大部分が 050 アプリ電話以外によって生じていることが考えられる。</p> <p>有効な代替策として、例えば本人確認をしていない電話番号については、従来実施されていたような「インターネット経由の電話です」といったガイダンスを流す等の方法が考えられる。従来実施していたアナウンスであるから、事業者の実装費用も低価格となることが予想されるし、そのようなアナウンスを希望しない場合は、本人確認をすれば良い訳で、国民が自ら選択することが出来る。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見 11 050 の IP 電話を用いた緊急通報を可能にすべき</p>		
<p>犯罪抑止の面での本人確認に反対するものではないが、本人確認までするのであれば、050 の IP 電話からでも緊急通報をできるようにすべきではないか。通報者の位置が特定できるかを問題視しているのかわからないが、090?070 であっても基地局情報だけなら位置はほぼ特定できないも同然ではないか。090 等では GPS 等で特定した位置を利用しているというのであれば、050 でもアプリで位置情報 ON のときのみ発信できる、でもよいと思う。050 全般で緊急通報を受け付けないという仕様はいただけないし、それを十年以上も放置しているのは納得がいかない。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>生活保護受給者で、何年も前から、050 だけ利用しています。データ通信シムだけ</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>で使えるから、費用が安いからです。</p> <p>日常生活において街中では違法不法行為だらけなのは周知のとおりで、110番することは多いのですが、050から110番に発信できず、なんども死にそうになりました。</p> <p>ラインのline call という無料電話を使って、直接警察署に連絡していたのですが、警察署によっては「110番におかけください」というアナウンスが流れ、通報できないところが多くなりました。</p> <p>しかも数カ月前に、ラインのサービスも終了してしまいました。</p> <p>050の本人確認と合わせて、110番とフリーダイヤル0120や0570への通話ができるようにしてもらいたい。</p> <p>憲法にある幸福追求権に違反していると思えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
意見 12 迅速なコールセンター開設が難しくなる		
<p>050 番号は法人向けのコールセンターサービスも使われている番号である。</p> <p>例えば緊急にコールセンターを開設する必要があるときに 0ABJ 番号では迅速にコールセンターを開設するのが困難なために 050 番号で迅速に開設するという利用の仕方をしている。最近ではリモートワーク勤務者にコールセンター業務を行ってもらう事もあるため、既存の有線電話回線のダイヤルイン増設という形では対処できないと</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>いう事情もあり、そのさいには 050 番号が有効に利用されているという現状がある。</p> <p>今件の改正の趣旨には基本的には賛成するが、今般の規制改正により迅速なコールセンター開設の選択肢が無くなってしまいう事に対する行政施策上の配慮を強く求めるものです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>意見 13 本意見募集に個人として意見を提出した場合、氏名が公表されるのではないか</p>		
<p>何度も言っていますが、こんな条件で誰が意見を提出するのでしょうか？暴力団の活動を妨害する役割もある、今回の規制強化なのですから、狙われてしまいます。</p> <p>「留意事項 提出いただいた意見については、意見、提出者の氏名（法人等にあつてはその名称）、その他の属性に関する情報については、後日公表する場合があります。」</p> <p>なぜ条件を変更（公表を非公表に）してくれないのか？</p> <p>せめて公表する理由ぐらひは書いてとの要望すら、なぜ叶わないのか？</p> <p>この意見を、提出された意見として載せてほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>「意見公募要領」では</p>	<p>意見公募要領に記載のとおり、公表される意見提出者名に個人で意見提出された方の氏名は含みません。</p>	<p>無</p>

「提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。」

「報道資料」では

「提出いただいた意見については、意見、提出者の氏名（法人等にあつてはその名称）、その他の属性に関する情報については、後日公表する場合があります。」

どちらなのか？

個人名も公表されるのか？

私の名前が反社に知られるのは嫌なので提出を諦めます。

反社の活動を妨害する案なのだから、正確に記載してほしい。

狙われてしまう。

【個人】

「意見公募要領」

「提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。」

「報道資料」

「提出いただいた意見については、意見、提出者の氏名（法人等にあつてはその名

<p>称)、その他の属性に関する情報については、後日公表する場合があります。」</p> <p>これはなぜ記載が食い違っているのか？ 個人名は公表されるのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
<p>受付期間中に「意見公募要領」の記載を変更したのか？ それが分かる記載にしてほしい。</p> <p>個人の意見提出者の名前も公表すると記載があったので、提出を諦めていたが、今見ると名前は公表しない決まりに変更されているような気がするが、変更したならそう書いてほしい。 そうしないと条件変更に気づくきっかけがない。</p> <p>もう時間がないので提出は諦めるが、せめてこの意見は載せてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>意見公募要領については、意見募集開始当初から変更を行っておりません。</p>	<p>無</p>